



2025年2月13日

各 位

会社名 Retty株式会社  
代表者名 代表取締役社長 武田 和也  
(コード: 7356 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 執行役員 長東 鉄也  
(TEL 03-6822-4880)

### 従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年3月7日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 71,300株
(3) 発行価額	1株につき161円
(4) 発行総額	11,479,300円
(5) 割当予定先	当社の従業員 10名 71,300株

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員10名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計11,499,747円については本新株発行として当社の普通株式71,300株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員の職位に応じ、対象従業員1名につきそれぞれ当社株式を3,100株から12,400株までの範囲で単元株式を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間は、各対象従業員に交付する本割当株式の約半数について約1年（以下、本割当株式のうち譲渡制限期間を約1年とする株式を「本割当株式Ⅰ」といいます。）、残りの約半数については約2年（以下、本割当株式のうち譲渡制限期間を約2年とする株式を「本割当株式Ⅱ」といいます。）と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本新株発行により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本新株発行に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

## <譲渡制限付株式割当契約の概要>

### (1) 譲渡制限期間

対象従業員は、本割当株式Ⅰについては、2025年3月7日（払込期日）から2026年3月6日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、本割当株式Ⅱについては、2025年3月7日（払込期日）から2027年3月6日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といい、譲渡制限期間Ⅰと合わせて又は個別に以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

### (2) 譲渡制限の解除条件

- ① 対象従業員が、譲渡制限期間Ⅰ中、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Ⅰ満了日において、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間Ⅰ中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限を解除する。
- ② 対象従業員が、譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Ⅱ満了日において、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間Ⅱ中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を24で除した数に、本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅱにつき、譲渡制限を解除する。

### (3) 当社による無償取得

- ① 当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点、又は、譲渡制限期間Ⅰ中に対象従業員が当社の従業員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- ② 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点、又は、譲渡制限期間Ⅱ中に対象従業員が当社の従業員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式Ⅰの全てにつき、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会

社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年2月12日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である161円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上